許可、認可等の整理に関する法律及び医療法施行規則の一部を改正する省令の施行につい て

(昭和 45 年 7 月 23 日)

(医発第856号)

(各都道府県知事あて厚生省医務局長通知)

許可、認可等の整理に関する法律(昭和 45 年法律第 101 号)(別紙一)により、医療法及び診療放射線技師及び診療エツクス線技師法の一部が改正され、昭和 45 年 6 月 1 日から施行され、又、これに伴い、医療法施行規則の一部を改正する省令(昭和 45 年厚生省令第 46 号)(別紙二)により、医療法施行規則の一部が改正され、昭和 45 年 8 月 1 日から施行されることとなったので、次の事項に御留意のうえ、管下の医療法人等に対する指導につき遺憾のないよう御配慮願いたい。

- 1 医療法及び医療法施行規則の改正について
  - (1) 医療法第50条に規定する医療法人の定款又は寄附行為の変更手続に関し、従来は、 すべての事項につき都道府県知事の認可を受けなければならないものとしていたが、 今回、厚生省令で定める事項については、都道府県知事に対する届出をもつて足りる こととしたこと。
  - (2) 厚生省令(医療法施行規則)では、届出をもつて足りる事項として、医療法人の事務所の所在地の変更を定めたこと。
- (3) なお、この届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処することとしたこと。
- 2 診療放射線技師及び診療エツクス線技師法の改正について

診療エツクス線技師が、その住所を変更した場合、従来は、前の住所地及び後の住所 地の都道府県知事に届け出なければならないこととしていたが、今回、前の住所地の都 道府県知事に対する届出をもつて足りることとしたこと。

別紙一・二〔略〕